3　電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者（別表種類ごとに毎報告年度末における契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信事業者であつて、当該報告年度末において媒介等業務受託者に当該電気通信役務に係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。）は、様式第二十三の十五により、毎報告年度経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該報告年度末の当該電気通信役務の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第四条の十一　電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の十六により、毎報告年度経過後二月以内に、当該毎報告年度末における営業所その他の事業所（利用者に対して対面により当該媒介等を行うものに限る。）の所在地等及び再委託先の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（集計結果の公表）

第十一条　総務大臣は、第二条、第四条の十第二項及び第八条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。

（書面等の提出）

第十二条　第二条、第三条から第四条の二まで及び第四条の九から第八条までの規定により総務大臣に提出する書面等は、電気通信事業者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して提出することができる。

様式第20の2（第2条の2第1項関係）

第1表

［様式略］

［注1～4　略］

5　注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

［6　略］

第2表

［様式略］

［注1～4　略］

5　注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

［6　略］

様式第20の4（第2条の3関係）

移動電気通信役務に係る契約等の状況報告

年　月　日現在

事業者名

1　契約数	
携帯電話及びＢＷＡアクセスサービス	
自ら最終利用者に提供するもの	
法人に対して契約約款によらないで提供するもの	

3　電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者（別表種類ごとに毎報告年度末における契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信事業者であつて、当該報告年度末において媒介等業務受託者に当該電気通信役務に係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。）は、様式第二十三の十一により、毎報告年度経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該報告年度末の当該電気通信役務の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第四条の七　電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の十二により、毎報告年度経過後二月以内に、当該毎報告年度末における営業所その他の事業所（利用者に対して対面により当該媒介等を行うものに限る。）の所在地等及び再委託先の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（集計結果の公表）

第十一条　総務大臣は、第二条、第四条の六第二項及び第八条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。

（書面等の提出）

第十二条　第二条から第八条まで及び第十条の規定により総務大臣に提出する書面等は、電気通信事業者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して提出することができる。

様式第20の2（第2条の2第1項関係）

第1表

［様式同左］

［注1～4　同左］

5　注2に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

［6　同左］

第2表

［様式同左］

［注1～4　同左］

5　注2に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

［6　同左］

［新設］